

総合計画

・H23(2011)年5月地方自治法改正で法的な策定義務が廃止。

・本市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な市政運営の指針を示すため、また、本市におけるまちづくりの最高規範である「生駒市自治基本条例」に総合計画の策定についての定めがあるため策定。

教育大綱

・生駒市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(教育大綱)は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる方針と位置付けるもの。

(仮称) 子ども基本計画

令和5年9月子ども家庭審議会
今後5年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針と重要事項等
～子ども大綱の策定に向けて～(中間整理)(案)
令和5年4月1日、子ども基本法が施行。
子ども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策を総合的に推進することを目的としている。

自治基本条例
(総合計画等の策定)

第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下これを「総合計画」という。)をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。
2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。
3 市は、前2項の各計画の進行管理を確実に行うものとする。

・基本構想を「生駒市のビジョン」、基本計画を「行政運営のプラン」と位置付け。

・基本計画の役割は、市長が任期中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示したものである。

・基本計画では、まちづくりの分野別に今後必要な基本的な取組の方向性を示す13の「基本的施策」と、持続可能な行政運営における基本的な取組の方向性を示す4つの「経営的施策」を設定。

・教育委員会事務局が所管する主な分野は、幼児こども園課、こども総務課、子育て支援総合センターが「子ども・子育て支援」、教育指導課、教育総務課、学校給食センターが「学校教育」、生涯学習課、図書館が「市民自治・学び」、スポーツ振興課が「健康づくり」。

・分野別計画は、各々の行政分野が目指すべき方向性や事業の体系を示し、総合計画が示す基本的な方向に沿って策定することによって、総合計画を各分野において補完し、具体化していく計画と位置付ける。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(逐条解説)

・大綱とは、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することまで求めているものではない。
・もとより、教育行政は国と地方との適切な役割分担のもとに行われるべきものとされていることに鑑み、国の教育振興基本計画に明記された大きな方向性を参考にすることが望ましいことから、「参酌」することとしている。参酌:比べて参考にする
・期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年が想定されている。
・大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものである。

教育振興基本計画(抜粋)

(子ども政策との連携)

○ 令和5年4月に施行された子ども基本法において、子ども施策の基本理念や基本となる事項が定められるとともに、子ども施策を総合的に推進するための子ども大綱を定めるとされている。子供の健やかな成長に向けては、「学びに係る政策」と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進に当たっては、子ども大綱に基づく子ども施策と相互に連携を図りながら取り組む必要がある。

※例えば、こども家庭庁における、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)の策定、こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)の策定、第三者性の確保や重大事態への対応改善などのための防止対策の体制強化、こどもや若者から直接意見を聴く仕組みづくりなどの連携

子ども基本法

(子ども施策に関する大綱)

第九条 政府は、子ども施策を総合的に推進するため、子ども施策に関する大綱(以下「子ども大綱」という。)を定めなければならない。
2 子ども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 子ども施策に関する基本的な方針
二 子ども施策に関する重要事項
三 前二号に掲げるもののほか、子ども施策を推進するために必要な事項
3 子ども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

(都道府県こども計画等※)(抜粋)

第十条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
2 市町村は、子ども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であつても子ども施策に関する事項を定めるものとして一体のものとして作成することができる。
5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつても子ども施策に関する事項を定めるものとして一体のものとして作成することができる。
※都道府県こども計画・市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する都道府県計画・市町村計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画など一体のものとして作成することができる。

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、心身の発達過程にある者をいう。
2 この法律において「子ども施策」とは、次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

総合計画に記載すること

・分野別に重点的に取り組む施策を基本的な方向に沿って記載
・比較的高い抽象度の高い表現で記載

教育大綱に記載すること

・地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について記載するものであることから、地域の実情を行政の組織が反映していることと整理し、教育長が所管する教育委員会事務局の内容を記載することを原則とする
・法にも、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないことからも、同様のことが言える
・策定後の組織改正には対応する必要がある
・その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について求められていないが、総合計画より具体性は必要
・教育大綱は「学び」に係る計画であることを踏まえつつ、「学び」に必要な「育ち」の部分についても記載する

(仮称)子ども基本計画に記載すること

・子ども・子育て支援事業計画は、主には、計画期間における幼児期の教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、それに対する確保方策を定めるとなっており、その内容を継承する。
・上記に加え、(仮称)子ども基本計画は「育ち」に係る計画であることを鑑み、子ども大綱を勘案しつつ、子ども基本法第二条に基づく、「子ども施策」について記載する。